

事業用の償却資産、  
申告は忘れずに！

お知らせ

毎年1月は償却資産の申告月です。  
令和8年1月1日時点において、事業用の償却資産を所有している場合は、申告が必要です。

●償却資産(例)

商品陳列ケース、レジスター、看板、厨房機器、製造機械、土木建設機械、舗装路面、外構工事、太陽光発電設備、農業用設備 など

●提出期限 令和8年2月2日(月)まで

※申告の必要な方には12月中旬に申告書を送付しますが、新たに事業を開始したなど、申告書が必要な場合は税務課資産税係までご連絡ください。(町ホームページからダウンロード可)

※閉鎖・解散・移転などした場合も、その旨を記載して償却資産申告書の提出をお願いします。



四万十町HP

お問い合わせ先 税務課 ☎22-3116

土地・家屋の変更は  
早めに税務課へ！

お知らせ

固定資産税は、毎年1月1日に土地、家屋などを所有している方に課税される税金です。

令和7年中に土地の利用状況に変更があった方、また家屋の新築や取り壊しが完了する方で税務課の調査がお済みでない方は、令和8年2月2日(月)までに税務課まで届け出をお願いします。

届け出のあった土地・家屋については、後日、税務課職員が確認にお伺いします。



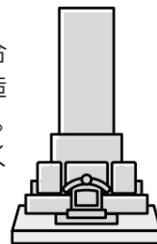
お問い合わせ先 税務課 ☎22-3116

墓地の移転・新設には、保健所の許可が必要

お知らせ

高齢化が進む中、管理が大変な山間のお墓を自宅近くへ移す方が増えています。

自己所有の土地であっても、墓地を新設する場合は許可が必要です。また、許可を得ずに墓地として造成したり、分譲することは法律で禁止されています。許可申請を希望する方は、右記までお問い合わせください。



お問い合わせ先

- 須崎福祉保健所 ☎0889-42-2004
- 環境水道課 ☎22-3119
- 大正町民生活課 ☎27-0112
- 十和町民生活課 ☎28-5112

お問い合わせ先 企画課 ☎22-3124

国勢調査ご協力ありがとうございました！

この度実施しました「令和7年国勢調査」につきましては、大変お忙しい中、調査へのご協力とご理解をいただき、ありがとうございました。

ご回答いただいた内容は、今後、集計作業が進められ、結果が公表されます。当町では、その結果をもとにまちづくりに関する各種計画や今後の行政サービスなどに役立てていきます。

引き続き、各種統計業務へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



お問い合わせ先 企画課 ☎22-3124

固定資産税の負担軽減！  
過疎法に基づく課税免除

お知らせ

四万十町では、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」および「四万十町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に関する条例」に基づき、下記の対象要件の全てに該当する場合は固定資産税課税免除の適用が受けられます。

【対象要件】

- 令和9年3月31日までに設備を新設または増設した方
- 青色申告をしている方
- 要件判定に関わる取得価格の合計が500万円を超える事業用資産(建物およびその附属設備・償却資産)を新設または増設した方(土地取得費は要件に含まれません)

(1)対象となる事業

- 製造業
- 農林水産物等販売業
- 旅館業(下宿営業を除きます)
- 情報サービス業

(2)免除対象資産

- 土地(直接事業の用に供する部分のみ)  
※取得日の翌日から起算して1年以内に、建物が着工された場合に限りです。
- 家屋
- 償却資産(「機械および装置」に限りです。旅館業の用に供する資産は除きます。)

(3)免除期間

固定資産税が課されることとなった年度以降、3か年免除されます。

(4)申請期限

本年度の申請は令和8年2月2日(月)までに申請してください。

お問い合わせ先 税務課 ☎22-3116

義務化された相続登記、  
3年以内に申請を！

お知らせ

令和6年4月1日から相続登記が義務化されました。相続(遺言含む)により不動産を取得した相続人は、所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請が必要です。

なお、令和6年4月1日より以前の相続についても、未申請のものは全て申請の対象となります。  
※正当な理由なく申請を怠ったときは、10万円以下の過料の適用対象となりますのでご注意ください。

相続登記の申請は、登記申請書を作成し、戸籍(除籍)や住民票など複数の書類を取得していただく必要があります。

登記申請手続きの中でも非常に困難な登記ともいわれていますが、大変重要な手続きとなりますので、ご理解とご協力をお願いします。

相続登記の手続きを依頼する際は、司法書士にお問い合わせください。ご自身での手続きを希望する際は、お近くの法務局(登記手続案内を予約制で実施中)へお問い合わせください。



法務省特設ページ



お問い合わせ先

- 高知県司法書士会総合相談センター  
☎088-825-3143
- 高知地方法務局 須崎支局  
☎0889-42-0374

四万十町出会い応援センターてとと

【相談受付】毎週金曜日 10:00～18:00  
■要予約/45分 ※夜間・土日希望の場合はご相談ください。

四万十町榊山町3-7 四万十町農村環境改善センター内  
☎090-5405-1010 (平日/10:00～18:00)  
✉tetoteto@shimanto.tv  
[担当] 特定非営利活動法人 LIFE: 井上義之



出会いをサポート！



てとと LINE@ 友だち募集!!



てとと ホームページ LIFE

【登録について】▶対象者/18歳以上独身 ▶必要書類/身分証明書等・独身証明書等(戸籍抄本)・写真1～4枚(証明写真不可)